



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成27年9月10日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき橋処理センター整備事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	橋処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
	指定開発行為の目的	廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約24,500㎡（準工業地域、準住居地域） 建築面積：約12,700㎡ 処理能力 ごみ焼却処理施設（600t/24時間） ミックスペーパー資源化処理施設（45t/5時間）
指定開発行為の施行期間	着手年月：平成28年10月 完了予定：平成34年9月	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成27年9月10日（木）から平成27年9月24日（木） 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び本庁（第3庁舎15階 環境局環境評価室）
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 条例公聴会を開催する場合は、平成27年10月31日（土）の予定です。 公聴会では、大気質、悪臭、地盤、土壌汚染、緑の質、緑の量、騒音、振動、低周波音、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、日照障害、テレビ受信障害、地域交通、歴史的文化的遺産、火災・爆発・化学物質の漏洩等、温室効果ガスに関する事項について、意見をお聴きする予定です。
	【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成27年9月24日（木） （郵送の場合は、平成27年9月24日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。 また、本市ホームページにも掲載しています。	

今後の手続きの流れ	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合	申出がない場合	
	① 条例公聴会の開催の公告	↓	
	② 条例公聴会の開催		市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。
	③ 川崎市環境影響評価審議会での審議		環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。
	④ 条例審査書の公告		上記審議会からの答申を基に環境保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。
⑤ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。		